

名古屋学院大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 判定

2025 年度大学評価の結果、名古屋学院大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は、2026 年 4 月 1 日から 2033 年 3 月 31 日までとする。

II 総評及び提言

<大学概況>

- | | |
|-------------|---|
| (1) 大学設置年 | 1964 年 |
| (2) 所在地 | 愛知県名古屋市及び愛知県瀬戸市 |
| (3) 理念・目的 | <p>名古屋学院大学は、学校教育法、及び教育基本法の規定するところに従い、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、キリスト教主義に基づいて人格を陶冶することを目的とする。</p> <p>名古屋学院大学大学院は学校教育法及び教育基本法の規定するところに従い、学部の教育の基礎の上に、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、キリスト教主義に基づいて人格を陶冶することを目的とする。</p> <p>名古屋学院大学通信制大学院は、学校教育法および教育基本法および名古屋学院大学大学院学則の定めるところにより、名古屋学院大学大学院の通学の課程に則して、主として通信の方法による正規の課程として開設し、既に社会で活躍する人材を主な対象として、より高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、キリスト教主義に基づいて人格を陶冶し、社会の発展に寄与することを目的とする。</p> |
| (4) 学部・研究科等 | <p>経済学部、現代社会学部、商学部、経営学部、法学部、外国語学部、国際文化学部、スポーツ健康学部及びリハビリテーション学部</p> <p>経済経営研究科、外国語学研究科及び通信制大学院外国語学研究科</p> |
| (5) 収容定員 | <p>5,600 人（学士課程）</p> <p>32 人（修士課程、博士前期課程 通学制）</p> <p>6 人（博士後期課程 通学制）</p> <p>40 人（博士前期課程 通信制）</p> |

<総評>

名古屋学院大学は、建学の精神のもと、学生一人ひとりの成長に寄り添う丁寧な指導と体系的な教育課程を全学的に整備し、実施している点が特筆される。

まず、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）の3つの方針を学位ごとに明確に定め、それに基づいた教育課程を編成し、学習成果の達成に向けた質の高い教育を提供している。

教育活動の一環ではとりわけ、ポータルサイト「キャンパスコミュニケーションサービス（CCS）」（以下「CCS」という。）の活用を中心に、学習成果や履修状況の可視化を全学で進めている。「CCS」は、学生が自身の学習の到達度を把握できるほか、学生の修学状況を全教職員で情報共有することも可能であり、教職員が学習支援に活用することで、学生の成長を促すための一貫した基盤として機能している。このツールが「クラスアドバイザー制度」等のさまざまな支援とも組み合わせあって、学生生活全般の丁寧な支援につながっている。そのほかにも、学習を活性化させる取り組みとして、「インターナショナルラウンジ」（以下「i-Lounge」という。）による外国語学習支援、アクティブ・ラーニング、少人数教育や副専攻プログラムがあるほか、ポートフォリオや「学習成果評価表」を導入するなど、多様な学びを支え、学習成果を可視化する工夫がみられる。総じてこれらは、学生の主体的学習を重視する同大学の姿勢の現れとして評価できる。

また、地域の自治体・法人・学校等との連携に積極的で、多種の課題解決（PBL）型授業や1年次必修の提言コンペ、住民参加型のイベント、高等学校への探究学習支援など、社会連携・地域貢献活動が教育と密接に結び付いている点も評価できる。これらの活動は、学生が地域課題を理解し、成長する機会になっているとともに、大学の教育資源を社会に還元するものとして意義が大きい。

以上のような教育等の活動を支えるため、前回大学評価以降、学長のリーダーシップのもと内部質保証体制の整備を行い、「教学改革推進会議」を中心に取り組みを進めるに至っている。同会議は、「教学IR（インスティテューショナル・リサーチ）委員会」による学生調査等の分析も活用しつつ、研究科委員会や教授会等と連携して、教育の改善を主導している。この体制のもとで教職協働により、教育の企画・実施・点検・改善を継続的に行っており、組織的な内部質保証体制として適切に機能している。ただし、学長が複数の会議体の長を兼ねている状況に鑑み、権限と役割が過度に集中しないよう、今後は、持続可能な組織運営体制の構築が望まれる。また、学生との意見交換会の結果を教育改善に反映する取り組みや、外部有識者からの意見聴取を開始した点は意

義深いが、今後はフィードバックの方法を含め、継続的かつ組織的に運用し、内部質保証の更なる実質化につなげることが期待される。

以上より、名古屋学院大学は、学生の成長に焦点をあてた丁寧な支援と、地域と連携した学びの実践、教職協働による体系的な教育改善を継続している点で評価できる。一方で、本評価結果の概評では、更なる努力が望まれる事項をいくつかあげている。それらを踏まえ、より一層の教育の充実と発展に向けた取り組みが進むことを期待したい。

<評価において特記する事項（提言）>

長所が3点あげられる。

（長所）

以下については、理念・目的の実現に向けた取り組みであって当該大学の特色をなし、かつ、組織性や継続性・発展性がある取り組みと認められる。

- 1) 「学生支援に関する方針」に沿って、専任教員による「クラスアドバイザー制度」を整備し、全学生と定期的に面談を実施しているほか、「学生サポートセンター」や「学生相談室」等の関係部署とも連携し、学生一人ひとりの課題に寄り添いながら対応している。また、大学独自のポータルサイトである「CCS」を通じて、当該学生の状況を全教職員で情報共有できるようにし、学習面や生活面で日常的にきめ細かく対応している。こうした教職協働による全学的な学生支援を長きにわたり実施しており、経営学部では退学者が出ていないなど、成果として現れている点は、組織的・継続的・発展的な取り組みとして評価できる（基準7学生支援）。
- 2) 国際交流活動の一環として、「名古屋キャンパスたいほう」に「i-Lounge」を設置し、外国人講師による外国語学習支援や、留学生が参加する異文化交流プログラムを充実させている。その結果、学生の自律的な学習へとつながり、利用者は年々増加している。くわえて、学生が各種イベントプログラムの企画や「i-Lounge」の運営に参画し、学生同士の学びあいを含む自発的、主体的な活動が促進されるとともに、正課外学習の機会の充実にも寄与していることは、大学の特色ある修学支援として評価できる（基準7学生支援）。
- 3) 地域の自治体、各種法人、小学校、高等学校等、多方面との連携を強め、多種多様な社会連携・地域貢献活動を実施している。特に、多種の課題解決（PBL）型授業や1年次必修の提言コンペ、住民参加型イベントを行い、学生が主体的に取り組むようにすることで、地域の課題解決ばかりでなく地域の重要性について学生自身が意識を深めるようになり、将来的に地域で活躍することにもつながっている。またコンペを通じて自己肯定感を高めることは、学生の成長に寄与している。このほか、高等学校との取り組みでは、「総合的な探求の時間」において、4週間にわたる内容豊富なコンテンツ等を提供している。学生も運営に主体的に関わっており、高校生の学習意欲向上等の教育的効果にもつながっている。以上のような長年

にわたる取り組みは、大学の教育資源を積極的に活用して社会還元を図るとともに、学生の主体性を生かした学びを支えるものであり、評価できる（基準9 社会連携・社会貢献）。

Ⅲ 概 評

1 理念・目的

【評定：A】（当該大学の理念・目的に照らした達成状況）

- ①大学の理念・目的を適切に設定していること。また、それを踏まえ、学部及び研究科の目的を適切に設定し、公表していること。

「敬神愛人」という建学の精神に沿って、理念を定め、この理念に基づき、教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学の目的及び学部・研究科における教育研究上の目的を明らかにしている。これらの目的は学則、大学院学則及び通信制大学院学則にそれぞれ定め、この目的に沿って、学部・学科及び研究科・専攻ごとに教育研究上の目的を定めている。これらの情報は、ホームページ、大学案内及び大学院案内に明示している。教職員及び学生に向けては、大学要覧及び履修要項に掲載し周知している（基本情報一覧（第1章）参照）。建学の精神やキリスト教精神については、学内ではキリスト教関連科目の配置や礼拝等の実施、社会に向けては宗教講演会や各種行事の開催、書籍の発行等を通じて周知を図っている。

以上のことから、大学として掲げる理念に基づき、大学・大学院の目的及び各学部・学科及び研究科・専攻において、適切に人材養成の目的を明示し、社会に公表しているといえる。

- ②大学として中・長期の計画その他の諸施策を策定していること。

2022年度から2030年度までの9年間の「学校法人名古屋学院大学第Ⅱ期中長期計画」（以下「第Ⅱ期中長期計画」という。）を定め、そのなかで建学の精神を基礎とした人材育成と未来社会の創出からなるミッションを明確にし、「教育・研究」「大学運営」及び「施設・設備」に関する課題に対してそれぞれビジョンを設定している。そして、これらのビジョンを実現するため、「学生の様々な自己実現を後押しする教育を展開する」「地域社会の知の集積拠点として、地域貢献活動や産官学連携を推進する」「入学者を安定的に確保する」「持続可能な運営（組織、人事、財務）体制を確立する」及び「教育・研究を名古屋キャンパスに集約する」という5つの目標を掲げ、さらに、目標を達成するための11項目のアクションプランを設定している（基本情報一覧（第1章）参照）。

なお、「第Ⅱ期中長期計画」の策定にあたっては、2018年度の大学評価結果に基づき、大学のビジョンとして「多様な社会的要請に応えられる高次の教育・研究を実施する」

ことを掲げた。その実現に向けたアクションプランとして「学生の主体的な学びの質を高める教育手法や体制の確立」を定め、それを実現する取り組みを行っている。例えば、商学部では「商学部ポートフォリオを主体とした学修成果の可視化と質保証の取組を実現する」こと、法学部では「法学部独自のラーニング・ポートフォリオを活用した学修成果の可視化と卒業時の質保証への取組を推進する」こととし、5カ年計画で取り組んでいる。

また、「第Ⅱ期中長期計画」の実現に向け、11項目のアクションプランに基づき「具体的な取組」「担当部署等」及び「年次計画」を設定したうえで、定量的な指標で進捗状況を把握する「評価の指標」を設定している。「担当部署等」に記載されている学部・学科や事務局組織は、年次計画に基づく取り組みについて自己点検・評価を実施し、実施状況及び問題点を記述した「進捗状況表」によって毎年、9月に中間報告、3月に年度末報告を行っている。さらに、課題があると判断した取り組みについては、担当部署等と学長・事務局長が「支援検討表」を用いて支援策を検討し、理事会が具体的な支援策を決定することとしている。

以上のことから、中・長期計画を適切に定め、実行しているといえる。

2 内部質保証

【評定：B】(当該大学の理念・目的に照らした達成状況)

- ①内部質保証のための方針を適切に設定していること。また、教育の充実と学習成果の向上を図るために、内部質保証システムを整備し、適切に機能させていること。

「名古屋学院大学内部質保証の基本方針及び手続」によって内部質保証のための全学的な方針・手続を定めている。これに基づき「教学改革推進会議」を推進主体とし、学長（委員長）・副学長のほか学部・研究科長や事務局長等を構成員（委員）とし、PDCAに必要となる情報収集・分析を担う「教学IR委員会」が「教学改革推進会議」と連携しながら全学の中心をなし、研究科長のマネジメントを支える「研究科委員会」、学部長のマネジメントを支える教授会、教学部門のマネジメントを支える教学部門の諸委員会を置いて、教育の企画・立案、実施から自己点検・評価、改善にわたる内部質保証に取り組んでいる（基本情報一覧（第2章）参照）。このように、内部質保証体制を整備し、これが適切に機能している。一方で、学長が内部質保証体制の統括者であると同時に、「教学改革推進会議」「FD委員会」及び「点検チーム」の長を兼ねていることから、これらの権限と役割が過度に集中しないよう、持続可能な内部質保証体制の構築が望まれる。

「教学改革推進会議」が推進主体の体制となった2022年度以降、各学部・研究科における3つの方針及び教育課程を改正し、学生の学習実態に即した改善等の取り組みを実施し、学習成果の達成を目指した教育へとつなげた実例がある。そのほか、行政機

関、認証評価機関等から指摘があった事項については、適切に改善を図っており、2018年度の大学評価で指摘された内部質保証に関する改善課題については、「教学改革推進会議」を中心とする上述の体制へと改めることで対応した。

各学部・研究科その他の組織では、自己点検・評価の客観性と妥当性を高めるため、学生と教員との交流会・意見交換会を実施し、そこで得られた学生の要望を教育課程の改善に反映している。また、地方自治体からの意見も踏まえ、地域密着型のインターンシップへと内容の転換を図っている。これらの取り組みは、内部質保証を実効性あるものとする取り組みといえる。一方、熱田区役所等の外部有識者からの意見聴取については開始段階であることから、フィードバックの方法を含め、組織的、継続的な取り組み方を検討することが望まれる。

②大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。

ホームページ上に「情報公開」ページを設け、法令に基づく教育研究活動に関する情報をはじめ、学則、3つのポリシー、各種アンケート結果等を積極的に公開している（基本情報一覧（第2章）参照）。また、ホームページ上に、「キリスト教センター」「大学の歴史」及び「NGU FACT数字で見る名古屋学院大学」を設けて、大学の状況をわかりやすく示している。

以上のことから、大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているといえる。

③内部質保証システムの有効性及び適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っていること。

2018年度の大学評価結果に基づき、2021年度以降「教学改革推進会議」を中心に、内部質保証システムを定期的に点検・評価している。具体的には、2023年度の自己点検・評価実施の際に、「教学改革推進会議」のもと、自己点検・評価を記入する所定のシートや実施スケジュールの見直し等を行っている。また、2023年度を「実質的点検評価スタート年」として位置付けて、学長のリーダーシップのもと、「教学改革推進会議」「学部長会議」及びその他の会議体で自己点検・評価や学部マネジメントの重要性を繰り返し訴え、「FD・SD研修会」では「学部特性を生かした教学マネジメントと学部の魅力発信」をテーマとした講演を行い、全学において目標を共有している。一方、内部質保証システムを定期的に点検・評価する仕組みについては、見直しを行う周期や会議体を含めて明確になっていないため、そのあり方を検討することが望まれる。また、「教学改革推進会議」が中心となって行う毎年度の点検・評価結果に基づく改善・改革活動に加え、「第Ⅱ期中長期計画」のアクションプランの検証及び見直し作業も実施している。これらの取り組みの連関性を確保するため、そのあり方を検討し、継続的に取り組むことが望まれる。

以上のように、これまでも内部質保証システムの整備や機能の状況を定期的に点検・評価し、その結果に基づき、適切に改善・向上に取り組んできているが、更なる努力のもと、今後とも、内部質保証システムの適切性を検証して改善につなげることが望まれる。

3 教育研究組織

【評定：A】(当該大学の理念・目的に照らした達成状況)

- ①大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況が適切であること。

建学の精神に基づき、9学部12学科、2研究科5専攻を設置している（基本情報一覧（第1章）参照）。これらに加え、教育研究活動を支える機関として、「総合研究所」「キリスト教センター」「学術情報センター」及び「社会連携センター」を設置している（基本情報一覧（第2章）参照）。「総合研究所」では、全専任教員が研究所員として研究活動を行い、成果を学内外に還元している。「キリスト教センター」は建学の精神に基づき宗教行事や啓発活動を実施している。「学術情報センター」は図書・情報の管理のほか、教学IRやAI・データサイエンス教育支援も担っている。「社会連携センター」は地域との連携や公開講座、ボランティア活動を推進し、地域社会への貢献と教育研究の質的向上を図っている。教職課程に関しては、「教職センター」を名古屋・瀬戸の両キャンパスに設け、必要な支援を行っている。

以上のことから、各学部・研究科及びその他の機関・組織は、大学の理念・目的を踏まえ、また学問動向や社会的要請等に配慮したうえで適切に構成しているといえる。

- ②教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいること。

学部・学科、研究科・専攻、センター等の教育研究組織の適切性について、各組織による自己点検・評価を基礎とし、中・長期計画の進捗状況等も踏まえ、必要に応じて組織の見直しを行っている。組織の改編にあたっては、「教学改革推進会議」による総括や改革方針を反映しながら、「大学協議会」又は「大学院委員会」での審議、評議員会での意見聴取を行っている。その後、常任理事会のもとに「学部改組検討委員会」及び「学部改組作業部会」を設置し、詳細を検討した後、常任理事会及び理事会で審議、承認している。

実際の改編例として、国際文化学部では、国際協力学科の志願者減少を受け、2021年度に同学科の募集停止と国際文化学科の1学科体制へ再編し、2022年度からは学科内にグローバル文化、国際協力・共生及び国際日本学の3専攻制を導入した。また、2020年度には教学マネジメント体制の強化を目的として「学長室」を設置し、学長施策の推

進に努め、2024 年度から名古屋・瀬戸キャンパスの時間割の統一、副専攻プログラムの開設、数理・データサイエンス・AI教育プログラムの認定につなげている。

以上のことから、教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいるといえる。

4 教育・学習

【評定：A】(当該大学の理念・目的に照らした達成状況)

①達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示していること。

各学部・学科において、達成すべき学習成果を学位授与方針に定め、履修要項、ホームページ等で公表している（基本情報一覧（第4章）参照）。例えば、現代社会学部現代社会学科では、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」及び「主体性・多様性・協働性」という分類のもと、専門的な基礎知識と基礎的教養等に関する学習成果を明確に示している。こうした学習成果を達成するために必要な教育課程、教育・学習の方法を、教育課程の編成・実施方針において3つの視点（「教育内容」「教育方法」及び「学習成果の評価」）から明確に示している。研究科においても、達成すべき学習成果を学位授与方針に定め、当該学習成果に示した能力を養成できるよう、教育課程の編成・実施方針において、教育課程の体系や教育内容等の教育・学習の基本的なあり方を示している。

②学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること。

各学部・学科の教育課程は、「NGU教養スタンダード科目群」及び「専門科目群」で構成し、各教育課程の編成・実施方針に沿って授与する学位と整合する授業科目を開講している。例えば、経済学部は、1年次配当の大学教育の基礎的科目として「キリスト教概説1・2」「基礎セミナー」等の「NGU教養スタンダード科目群」と「専門科目群」の「学科基幹科目」「学科展開科目」及び「学科関連科目」によって教育課程を構成し、学習の順次性に配慮して配置している。学習とキャリアの関連を意識付けるため、「グローバル人材」「ファイナンス」「DX人材」及び「公共政策」の4つの教育トラックを設定し、想定されるキャリアに応じて必要な授業科目を示すことで履修モデルとしての役割を果たしている。このほか、外国語学部英米語学科においても「NGU教養スタンダード科目群」及び「専門科目群」に分け、専門科目群は「基礎科目群」及び「発展科目群」に分け、学習の順次性を配慮している。具体的には2年次に「言語文化リサーチコース」及び「グローバルビジネスコミュニケーションコース」を履修モデルとして用意し、平行して設置しているエアライン講座や日本語教員養成プログラム等の科目群を履修しながら、演習担当教員の指導のもと、3・4年次を通じて卒業研究を行っている。なお、各科目の到達目標は、シラバスに記載している。

大学院についても、各研究科・専攻は教育課程の編成・実施方針に基づき、その専門性に沿って体系的に教育課程を編成し科目を配置している。例えば、経済経営研究科経済学専攻では、講義科目と研究指導の演習科目から構成している。大学院では履修モデルも示しているが、在籍する大学院学生が少数かつ資格取得志向の社会人学生が主であるため、各研究科・専攻の教育研究上の特色を踏まえたうえで、個別履修指導体制により大学院学生一人ひとりに対応する柔軟なものになっている。

- ③課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっていること。また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っていること。

教育研究上の目的や教育課程の編成・実施方針、学位授与方針に応じた授業形態や方法として、例えば、経済学部では、企業連携演習「Business Innovator Producing Program (B I Pプログラム)」によるアクティブ・ラーニング、名古屋証券取引所等の企業連携講座、現場見学を含む企業研究等を行っている。リハビリテーション学部理学療法学科では、教育課程の編成・実施方針に基づき、「問題発見・問題解決型思考」「相手を思いやる想像力」及び「現場での創意工夫を実現できる能力」を養うため、10人前後の少人数教育や複数担任制、学年を超えた相互支援の学び（ピア・サポート・コミュニティ）や卒業生による「スキルアップ講習会」等を行っている。

各学部・学科の取り組みに加え、物事を多面的かつ複眼的に見通す能力を養うために、全学的な取り組みとして「副専攻プログラム」を設けている。なお、設置して間もないため、今後副専攻プログラムの認知度を上げていくことが望まれる。

学生の学習を促す措置としては、全学的に入学前に「日本語」「情報処理」及び「英語」のプレースメントテストを実施し、理解度別クラスを編成している。また、全学部・学科でCAP制を導入し、各セメスターに履修登録できる単位数の上限を設け、学習時間の適正化に努めている。

さらに、大学独自のポータルサイトである「CCS」を活用し、学習支援その他の学生支援に丁寧に取り組んでいる。具体的に「CCS」では、履修状況、出欠席、レポート提出状況、成績といった学習関連情報を一元的に集積し、学生一人ひとりの学びの過程が蓄積されるようになっている。学生は、学習歴や授業予定、授業資料の確認、教員への質問等に「CCS」を活用するとともに、「自学自習リンク」から必要な教材を入手し、主体的に学習を進めることができる。教員は、学生の学習状況や、他の教職員による指導歴を確認し、これらの情報を共有しながら、成績や出席に課題のある学生に対して適切な対応を行っている。

このように、学習状況や成果の可視化に取り組んでおり、学生も上記ツールを有効に活用している。特に、修学意欲が低下していた学生については、「CCS」を活用した教職員の支援により退学を回避できた事例を確認している。一方で、これらの仕組みが

その他の学生の自己省察や学習行動の改善にどの程度寄与しているかについては、いまだ整備の途上にある。今後の検証を通じて、より実効性のある仕組みへと発展することが期待される。

このほか、学生の挑戦や成長を称える全学イベント「NGUアワード」も、学生の主体的学習を促す取り組みの一つとして機能している。また、個別の学部・学科の取り組みとして、国際文化学部では、入学後に教員と学生のつながりを強化するための学外研修を行っている。

各研究科に関しては、授業においてディスカッションを採り入れるなどの工夫を行い、双方向のやり取りとなるよう努めている。また、授業アンケートの結果をもとに、授業運営や教育課程の改善を図っている。大学院学生の指導については、研究指導教員と副指導教員を配置する体制とし、シラバスや履修要項に明示したスケジュール及び内容に基づき、計画的に研究指導を実施している。

④成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていること。

シラバスに明示した評価方法に基づき、成績評価を行っている。各セメスターにおける全科目の成績評価分布は、教務部長所感とともに「教学改革推進会議」に報告し、教員間の成績評価分布の平準化を図っている。例えば、全学必修科目の「基礎セミナー」では、各学部で成績の分布等具体的な数値を示し、評価に偏りのある教員への意見聴取やルーブリックの導入等、成績評価の適正化に向けた取り組みを進めている。専門科目では、例えば経済学部では、基礎科目の担当教員がチームとなり調整会議を行っている。これらの取り組みは、GPA値の適正化を図るうえでも重要であり、他学部にも波及していくことが期待される。成績への疑義については、成績開示後1週間以内に学生は成績の確認を申し出られるようにしており、透明性を担保している。卒業論文又は卒業研究の審査は、シラバスに掲載した審査基準に基づき演習担当教員の責任のもとで行い、また、各学部で実施する卒業研究発表会等における評価も利用している。例えば、スポーツ健康学部やリハビリテーション学部では、全学生が卒業研究発表会で発表した内容について、指導教員以外の教員からの評価を成績評価へ反映している。

既修得単位等の認定については、各種規程に則り行っている。卒業要件は、在籍期間、総修得単位数の充足及び必修科目の単位修得状況を踏まえ、教授会がその認定と学位の授与を審議している。

修士課程・博士課程については、在籍期間、総修得単位数の充足及び学位論文の審査合格をもって、「大学院委員会」が修了認定と学位授与の審議をしている。なお、学位論文の審査については、「名古屋学院大学大学院学位規程」に明示した学位論文審査基準に基づき行っている。

以上のことから、成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているといえる。

⑤学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していること。

各学部・研究科では、学生の学習成果を把握・評価し、適切に評価を行うため、アセスメント・ポリシーを策定し、ホームページ上で公表している。これに基づき、学部・学科については、単位取得状況やGPA等の客観的な評価指標に加え、「学習成果評価表」を用いて学習成果を評価している。「学習成果評価表」は、卒業論文作成に関する取り組みや、学位授与方針に基づく成長実感についての学生の自己評価に加えて、教員の側からも同じように、卒業論文作成に関する取り組みや学習目標の達成度を評価するとともに、学位授与への評価も組み入れたものである。さらにそれを発展させて、現在ではポートフォリオを導入し、学生の目標などより細かく学習状況を確認できるようになっている。こうした取り組みと評価項目③で触れた「CCS」の仕組みが相まって学習成果が可視化され、きめ細かな学習指導を実現している。また、可視化した学習成果は、教育課程や教育方法・手法の見直しに活用している。例えば、経済学部では、アセスメント・テストの結果を含む学生のパフォーマンスをデータベースに格納し、学部教育に生かしている。そのほか、アセスメント・テストの結果と入試情報や入試情報と累積GPAから学生の学習傾向を把握し、「学部FD」で共有し、クラスアドバイザーに留意するよう依頼している。

各研究科・専攻については、「名古屋学院大学大学院修了（見込）生学習成果調査」によって、学位授与方針に示す学習成果の獲得状況について大学院学生が自己評価を行うものとなっている。一方、教員による評価は、学位論文の審査に限定されている。経済経営研究科経済学専攻では、修士論文審査（口頭試問）の際に主査と副査によって学位授与方針に示す学習成果の獲得状況を確認している。具体的には、「最終試験口頭試問票」を用い、学位授与方針の各観点についてA～Dの4段階で評価し、主査及び副査の複数名が採点を行ったうえで、専攻委員会において総合的に可否を判断している。なお、同研究科の他専攻においても経済学専攻の取り組みを参考に導入に向けた議論を進めており、大学院全体としても評価体制の充実が期待される。

以上のことから、学部では、学位授与方針に示した学生の学習成果を適切に把握及び評価している。一方、研究科においては、学位授与方針と論文審査との関連性をより明確にしていくことが望まれる。

⑥教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の実施については、「教学改革推進会議」が統括しており、「自己点検・評価規程」にて毎年、報告書を作成することと定めている。各学部・学科及び研究科・専攻は、「学部自己点検・評価委員会」や教務委員会及び研究科委員会等において自己点検・評価項目に沿って実施している。自己点検・評価の実施にあたり、アセスメント・ポリシーに基づいて把握した各種デー

タを活用している。評価にあたっては、外部評価の視点を採り入れ、名古屋市熱田区（区役所職員）に自己点検・評価結果について意見聴取を行っている。改善・向上の取り組みとしては、自己点検・評価の結果から抽出した課題に対して、対処に向けた目標を立てている。例えば、経済学部は、「将来構想委員会」で教育課程の編成に基づく将来的な教員人事計画や、「特色教育推進委員会」で現行の教育課程におけるICT教育を活用した学習の推進について検討している（基本情報一覧（第4章）参照）。

以上のことから、教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいるといえる。

5 学生の受け入れ

【評定：A】（当該大学の理念・目的に照らした達成状況）

- ①学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施していること。

大学の理念・目的、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針に基づき、学位課程に応じた学生の受け入れ方針を設定している。具体的な内容としては、学士課程では「求める学生像」及び「入学時まで身に付けるべき知識、能力等」を大学全体と学部ごとに策定し明示している。修士課程及び博士課程では、専攻ごとに学生の受け入れ方針を設定しており、大学の理念・目的については、大学院の入学試験要項に明記し周知を図っている。

学士課程では、学生の受け入れ方針に沿って、一般選抜、総合型選抜、学校推薦型選抜、特別入試及び編入学試験を実施している。例えば、一般選抜では、学力テストによる評価に重点を置き、一般入試、共通テスト利用入試、共通テストプラス入試として複数回実施している。また、総合型選抜では、調査書、志望理由書及び活動報告書に加え、課題や面接を評価する入学試験として、アクティブ・ラーニング入試、商業系科目入試、グローバル人材入試、情報・商業系資格重視入試、自己推薦入試及び特別奨学生入試を実施している。入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対しては、本人から提出される「受験上の配慮申請書」により、疾病・負傷や障がい等の程度に応じた措置を講じている。学士課程入試の運営体制としては、「入学センター」及び「入学センター委員会」を置き、学長は、入試担当理事として業務執行の最高責任者となり、全体の指揮にあっている。

修士課程及び博士課程では、複数の教員が面接を実施し、志望理由書、研究計画書、論文試験及び面接の結果に基づき合格者案を作成し、各研究科教員全体による審議を経て、可否を決定している。

以上のことから、学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備している。

- ②適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していること。

学士課程については、いずれの学部においても、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均、収容定員に対する在籍学生数比率に照らし、概ね適切に定員を管理している。修士課程及び博士課程については、2022年度に入学定員の見直しを行い、学外向けにターゲットを絞った広報や学内向けに早い時期から大学院進学やキャリアパスを具体的にイメージできる情報提供の機会を設けて、入学者確保を図り、概ね適切な定員管理につなげている。

- ③学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

学生の受け入れに関する自己点検・評価については、学士課程では各学部・学科及び「入学センター委員会」が、修士課程・博士課程については各研究科・専攻及び「大学院事務室」が毎年度実施している。これらの自己点検・評価の結果は「教学改革推進会議」に集約している。自己点検・評価の具体的な取り組みとして、例えば、経済学部では、学生の受け入れや教育方法の改善等の基礎資料として、専願制入試の入学前教育データ、入学後のアセスメント・テストやGPA、出席状況等をデータベース化している。くわえて、学士課程については、「入試政策会議」が入試結果を詳細に分析し、入試政策の基本方針の達成状況を項目ごとに総括したうえで、翌年度の基本方針に反映している。

以上のことから、学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいるといえる。

6 教員・教員組織

【評定：A】(当該大学の理念・目的に照らした達成状況)

- ①教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につなげていること。

建学の精神及び教育の目的に基づき、「求める教員像」及び「求める職員像」を定めホームページ上で公表している。また、「求める教員像」に基づき、教員人事に関する諸規程を整備するとともに、「教員組織の編制方針」を定め、ホームページ上で公表している(基本情報一覧(第6章)参照)。教員組織の編制にあたっては、学士課程における各教員の担当授業時間や担当科目を学長室が確認するなど、教育・研究体制の適切性を確保している。また、教育に関する事項を審議する「全学教務委員会」では、副専攻プログラムや数理・データサイエンス・AI教育プログラムの検討に際して、学部間

の調整を図るなど全学的な教育資源を有機的に連携させて適切な教員配置を実現している。

授業の実施に付随する業務（配付物の支援、語学授業での会話の相手等）については、「授業支援SA制度に関するガイドライン」を定め、大学院でのティーチング・アシスタントやリサーチ・アシスタントについては、「大学院ティーチング・アシスタント規程」及び「大学院リサーチ・アシスタント規程」を整備している。

以上のことから、教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的かつ計画的に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につなげる取り組みを行っている。

②教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていること。

教員の募集・採用に関しては、人事に関する諸規程で教員に求められる教育上・研究上の能力及び実績等を定めている（基本情報一覧（第6章）参照）。例えば、経営学部では「経営学部教員選考規程」で教員採用を選考する委員数やその手続を、「経営学部教員選考基準」で教授、准教授、講師、助教のそれぞれの審査基準を規定している。昇任についても、各学部で選考規程と基準に従い、教授会で「昇任人事委員会」を設置して審査を実施している。また、2022年度からは、「教学改革推進会議」で採用枠を報告し、全学的な情報共有を図っている。

大学院についても、研究科・専攻ごとに任用基準を定め、それに基づいて教員を任用している。経済経営研究科経営政策専攻では、客員・特任教員の基準を整備し、2023年度には実務家教員の任用基準を再整備している。

なお、教員の採用人事にあたっては、性別等の多様性に配慮するとともに、年齢構成に偏りが生じないように人事を行っている。

以上のことから、教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているといえる。

③教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みを組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上につなげていること。

教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織として、学長を委員長とする「FD委員会」を設置し、ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）活動を実施している。「FD委員会」では、研修会、ICT講習、新任者向け研修等を実施し、教育力の向上を支援している。また、下部組織として各学部に「学部FD委員会」を設置し、指導法に関するコロキウムやラーニング・ポートフォリオに関する研修など、学部独自の特性を反映したFD活動を行っている。例えば、リハビリテーション学部理学療法学科では、全教員が研究、教育、社会貢献の具体的目標を学部長に提出し、年度末に自己評価をしたうえで学部長との個別面談を行っている。この取り組みにより、学部長は教員の業務量や目標を的確に把握し、面談を通じて

組織的な教育力向上を図っている。こうした体制は、意欲的なものといえ、今後の進展を期待したい。

研究科・専攻については、各研究科・専攻で授業アンケートを実施しており、アンケート結果を各専攻委員会や「FD委員会」で共有し教育研究活動等の改善・向上に生かしている。

こうした取り組みのほか、教員の教育活動及び研究活動に対する意識を高め、研究活動の活性化と教育の質的向上に資することを目的として、「教育・研究活動表彰規程」を定め教員の表彰を行っている。

授業支援スチューデント・アシスタント（以下「SA」という。）については、授業中の資料配付等を担うにとどまっているが、担当教員が事前に業務内容や雇用に関するガイダンスを実施している。さらに、「授業支援SA」がより適切な形で学生に対応できるように、ガイドラインの見直しを検討している。

以上のことから、教育研究活動等の改善・向上、活性化に資する取り組みを組織的かつ多面的に実施しており、教員の資質向上に寄与しているといえる。

④教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

前回の大学評価結果を踏まえ、2021年度より学部・研究科における自己点検・評価の対象として「教員人事」の項目を追加している（基本情報一覧（第4章）参照）。具体的には、学部では教員採用・昇任人事を、研究科では任用の適切性について点検・評価を実施している。これらの点検・評価による改善への取り組みとして、学長は、各学部及び研究科に対して、実施した点検・評価の結果を参考として、将来構想を踏まえた人事計画を行うよう要請している。例えば、国際文化学部では2023年度に「学部将来構想チーム」を設置し、今後10年間を視野に入れた人事計画を策定しており、定年退職等に伴う単純な人事補充ではなく、将来を見据えた戦略的な人事補強を目指している。

以上のことから、教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいるといえる。

7 学生支援

【評定：S】（当該大学の理念・目的に照らした達成状況）

①学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施していること。

「学生支援に関する方針」等に基づき、関係部局や関連委員会を整備し、教員と職員の連携体制による多様な学生支援を実施している。また、専門的な支援に対応できるス

スタッフを適切に配置し、学生支援の質の確保に努めている（基本情報一覧（第7章）参照）。学生支援の関連情報は、学内ポータルサイトや大学ホームページ上で適切に提供している。

具体的には、修学支援として、クラスアドバイザーを全学的に整備し、専任教員が学生の状況に応じた助言・指導を行っている。例えば、現代社会学部現代社会学科では、入試区分別のGPA分析に加え、全入学者に対してクラスアドバイザーが入学時に面談を実施し、新入生へのフォローを行っている。学習の継続に困難を抱える学生には、アドバイザー教員のほか「学生サポートセンター」や「学生相談室」が連携して対応しており、記録を共有することで、担当教員以外も学生一人ひとりに対応できる体制を構築している。こうした全学的な教職協働による支援は、退学防止等の実際の効果を上げており高く評価できる（長所1参照）。

国際交流活動の一環として、「名古屋キャンパスたいほう」に「i-Lounge」を設置し、外国人講師等を配置している。外国語の学習支援や異文化交流のプログラムを充実させたことにより、利用者は毎年増加している。学生自身がラウンジ運営に参画しており、学生同士の学びあいを含む自発的、主体的活動の促進と正課外学習の機会充実となっている点は高く評価できる（長所2参照）。

障がいのある学生への合理的配慮にも努めており、支援希望者の増加に応じて、カウンセラー数も増員するなど、支援体制を強化している。また、ICTを利用した学習支援のため、通信環境や相談窓口を整備している。さらに、奨学金制度等を整備し、経済的支援の充実にも取り組んでいる。

生活支援では、「保健センター」を設置し、医師や看護師を配置している。全学生を対象とした年1回の健康診断に加え、サポートが必要な学生を早期に把握するため、新入生全員を対象とした健康調査を行うなど、学生の心身の健康や保健衛生等に関わる指導・相談の充実を図っている。

進路支援では、「キャリアセンター」が中心となり、キャリアコンサルタント有資格者を配置し、学生の学年や所属、それぞれの状況に応じて、さまざまな支援を展開している。また、各学部・学科にキャリアデザイン科目を設け、体系的なキャリア形成支援を実施している。

そのほか、部活動やボランティア活動等の正課外における学生生活への援助金、表彰制度、研修会等の支援を行っている。くわえて、ハラスメント防止、プライバシー権の保障、苦情申し立てへの対応、多様性に配慮した権利保全等、学生の基本的人権の保障にも努めている。

②学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

学生支援に関する適切性は、事務分掌ごとに定めた計画に基づき、関係部局及び関連

委員会が毎年度点検・評価し、その結果を「教学改革推進会議」が集約している。例えば、「学生サポートセンター」では「学生部委員会」、「キャリアセンター」では「キャリアセンター運営委員会」を通じて、当該年度の達成目標と実施計画を定め、年度末に実施内容、効果、改善点や課題などを検討し、次年度の目標や計画に反映している。

点検・評価の結果に基づく改善・向上に向けた取り組みの例としては、「学生サポートセンター」の「学部の学生支援事業に対する援助」の一貫で、1年次全員が履修する「基礎セミナー」へ配置する上級年次S Aの人数を増やし、学生同士のピア・サポートを充実させたことが一因となって、退学者数が減少していることがあげられる。また、「キャリアセンター」の就職支援に関しては、4年次の進路状況を早期から把握したうえで適切な進路支援や、社会ニーズ、受講実績、合格実績等を勘案したうえでの資格講座の開講や運營業者の選定等があげられる。

8 教育研究等環境

【評定：A】（当該大学の理念・目的に照らした達成状況）

①教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環境を適切に整備していること。

「教育研究等環境の整備に関する方針」に基づき、校地・校舎及び施設・設備等の整備、図書館、学術情報サービス及びネットワーク環境等の整備について、それぞれ具体的な取り組み内容を設定している。また、「第Ⅱ期中長期計画」に基づき、「中期アクションプラン（前期 2022-2026）」と、その一環としてまとめた「中期アクションプランの2024年度総括」に示しているとおり、財政面を含めた計画的な設備更新や建物改修に取り組んでいる。なお、名古屋キャンパスと瀬戸キャンパスの校地・校舎面積は、大学設置基準上の要件を満たしている。

ネットワーク環境やICT機器については、「学術情報センターの管理運営及び利用に関する規程」に則り「情報ネットワークに関する細則」を定めて整備し、セキュリティを確保した安全な高速通信を実現している。また、2025年より第13期情報処理システムを稼働させ、「名古屋キャンパスしろとり」及びデータセンターの2拠点の通信回線速度を増強し、遅延のないネットワークを実現している。

情報倫理の確立に向けた取り組みについては、学生向けには各学部の1年次必修科目「情報処理リテラシー」、教職員向けにはICT講習会によってインターネット・ICTの利用に不可欠な情報倫理の啓発を行っている。情報倫理については、パンフレットを作成して学生へトラブル事例を紹介し、教職員に対しては、システムの重大な脆弱性やフィッシングメールに関する注意喚起及び対処法としてメッセージを発信するなど、積極的な取り組みを行っている。また、「情報ネットワークに関する細則」において、利用上の遵守すべき基本的な事項を定めるなどしている。

以上のことから、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環境を適切に整備しているといえる。

②図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備えていること。また、それらを適切に機能させていること。

名古屋キャンパス及び瀬戸キャンパスの各図書館において、図書、学術雑誌、電子情報等、幅広い学術情報資源を所蔵している。特に、2007年に開館した「名古屋キャンパスしろとり図書館」は、読書・学習を行うフロアやグループ学習・ディスカッションが可能なラーニング・コモンズ機能を有しているほか、利用者が資料を直接手に取り利用できる全面開架となっている。両キャンパスの図書館には複数の専任職員及び図書館業務委託職員を配置し、開館延長時や土曜開館にも対応できるようにしている。これらの職員のうち多数が司書資格を有しており、各キャンパスには少なくとも1名の司書資格保有者を配置している。なお、学生視点を重視した図書館サービスとして、学生自身が書店に出向き選書する「本屋さんツアー」を行っていることは学生の関心を高める有意義な取り組みである。

以上のことから、図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備え、それらを適切に機能させているといえる。ただし、施設環境整備による図書館の利用促進の効果を把握するために、例えば学生へのアンケート調査など、利用実態を検証できる仕組みを設けることが望まれる。

③研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図っていること。また、健全な研究活動のために必要な措置を講じていること。

「研究に対する基本的な考え」に基づき、研究活動を推進し、研究倫理の遵守の啓発・教育、研究成果の公表を基本としながら、その実現につながるよう研究支援を行っている（基本情報一覧（第8章）参照）。研究費は、「教員個人研究費支給規程」に則って支給しており、個人研究室は教員1人あたり1室を用意している。研究時間の確保については、「学校法人名古屋学院大学就業規則」に教員の授業担当時間を規定することで、研究時間を確保している。若手研究者の育成等については、ディスカッション・ペーパーを年間一定枚数まで無料で刊行できる仕組みにより、成果公表を滞りなく行うことができる環境を整えている。また、「研究活動不正防止規程」及び「2024年度競争的研究費の使用に関する不正防止計画」を定めて、研究不正の防止に向けて取り組んでいる。さらに、「研究倫理委員会規程」「人を対象とする研究倫理委員会規程」「遺伝子組換え実験安全委員会規程」「名古屋学院大学動物実験規程」及び「動物実験委員会規程」を定め、研究倫理の確立に向けて取り組んでいる（基本情報一覧（第8章）参照）。

以上のことから、研究活動に関わる支援、条件整備を通じて研究活動の促進を図り、健全な研究活動のために必要な措置を講じているといえる。

- ④教育研究等環境に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

「学術情報センター」や総合研究所等各部署及び関係委員会は、事務分掌に基づく目的に沿って教育研究環境に関する自己点検・評価を毎年度実施している。

この点検・評価を踏まえて、各委員会では課題解決のための目標を設定し、改善に向けた取り組みを行っている。これらの結果は、内部質保証を統括・推進する「教学改革推進会議」に集約され、確認や検討を通じて、点検・評価結果を改善・向上に反映する仕組みを構築している。こうした仕組みのもと、実際に、「学術情報センター」では電子図書館の利用促進を課題として取り組み、月間貸出冊数が増加したこと、総合研究所が科学研究費レビューシステムを導入して採択件数が増加したことなど、具体的な成果につながっている。

以上のことから、教育研究等環境に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいるといえる。

9 社会連携・社会貢献

【評定：S】(当該大学の理念・目的に照らした達成状況)

- ①社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施していること。また、教育研究成果を適切に社会に還元していること。

地域社会との協働、学外諸組織との連携体制の構築及び教育・研究による社会連携・社会貢献を旨として「社会連携・社会貢献に関する方針」を定めている。また、「第Ⅱ期中長期計画」を踏まえ、新たな地域・社会連携事業への実施、初等中等教育との接続の推進を目指すアクションプランも設定している（基本情報一覧（第1章）、（第9章）参照）。

具体的な取り組みとして、例えば、地域の市民へ生涯教育の場を提供することを目的として「シティカレッジ」の開講、主に社会人を対象とした履修証明プログラム「まちづくり新修プログラム」、理学療法士を対象としたリカレント講座である「名古屋学院大学リカレント講座リハビリテーション学部スキルアップ研修会」等の各種講座を開講している。また、地域社会が抱える課題の解決に貢献する取り組みとして、「まちづくり提言コンペ」、課題解決（PBL）型授業「まちづくり学」「まちづくり演習」の開講、「サマースクール 2024（航空宇宙のまち各務原市のイメージ戦略を考える）」等のほか、名古屋市熱田区を研究フィールドとした地域の課題解決と新価値の創出を図る研究活動も行っている。提言コンペを通じて名古屋市熱田区・瀬戸市について学ぶ1年次必修科目によって、熱田区長・瀬戸市長への提言や住民参加型イベントを学生企画で実施するなど独自の取り組みがあり、学生の成長にもつながる特筆すべきものになっている。

また、高・大の接続や地域の小中学校との取り組みにも積極的である。とりわけ、「探究授業」においては、コンテンツ作成に悩む高等学校側に対し、4週間にわたる内容豊富なプログラムを提供するなど、出張授業や大学訪問を超えた連携を展開している。さらに、学生が主体的に関わり高校生にもプラスの影響を与えている。なお、この蓄積が評価され、2025年度より愛知県内の公立高等学校と本格的に連携を開始するとともに、新たに三重県の私立高等学校との連携協定を締結しており、意義深く発展性のある取り組みとなっており高く評価できる（長所3参照）。

以上のことから、大学の教育資源を積極的に活用し社会還元を図っており、かつ学生の主体性を生かす有意義な取り組みを行っているといえる。

②社会連携・社会貢献活動の状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

社会連携・社会貢献活動については、「社会連携センター委員会」が点検・評価を毎年度実施し、「教学改革推進会議」に集約している。また、定期的開催している学長懇談会において、自治体や企業の代表、地域から意見を聴取しつつ、改善・向上に取り組んでいる。点検・評価の結果に基づく改善・向上の例としては、提言コンペ活動の内容に関して「熱田神宮周辺エリアプラットフォーム」の発足や、地域の和太鼓文化の継承に取り組むための和太鼓演奏チーム立ち上げといった毎年度の改善があげられる。

このように、社会連携・社会貢献活動の状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいるといえる。

10 大学運営・財務

(1) 大学運営

【評定：A】（当該大学の理念・目的に照らした達成状況）

①大学運営に関する方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示していること。また、それに基づいた適切な大学運営を行っていること。加えて、大学を設置・管理する法人の運営が適切であること。

「大学運営・財務に関する方針」を定めており、これに基づき中・長期計画を策定し、学外への公開及び学内での共有を行っている（基本情報一覧（第10章）参照）。また、学校教育法等に則り、学内諸規程を整備し、大学運営に関わる組織や役職者を置き、その権限や役割を明確にしている。

学長のもとに「大学協議会」及び「大学院委員会」を設置し、さらに各学部教授会及び各研究科委員会を配置している（基本情報一覧（第1章）、（第10章（1））参照）。学長は「学長選任規則」及び「学長選挙管理委員会規程」に則り選任し、その職務は学則に定めている。学長は教学面における最終決定権を有しており、「大学協議会」及び

「大学院委員会」並びに各学部教授会及び各研究科委員会の役割は、学長が掲げる事項について決定を行うにあたり、審議し意見を述べるものとなっている。なお、学長のほか、学長の命を受けて校務を司る副学長や、学部の校務を司る学部長、研究科の校務を司る研究科長等の役職を置いており、その選任方法や役割等に関する規程も整備している。

法人においては、私立学校法に則り「学校法人名古屋学院大学寄附行為」を整備しており、「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」と定めるとともに、学長を理事として選任するものとし、大学組織と法人組織の権限と責任も明確化している（基本情報一覧（第1章）参照）。

② 予算編成及び予算執行を適切に行っていること。

「予算管理規程」に則り、理事長、財務担当理事、常勤監事、学長、各学部長、事務局長、事務局次長、総務部長及び財務課長で構成する予算会議で、予算編成方針及びこれに基づく予算原案を審議し、その承認を経て理事会で決定している。

予算の執行は、「予算管理規程」及び「経理規則」に則り行っており、執行予算の額に応じ、責任者の承認を得る必要がある。また、業務委託に関しては、「業務委託契約規程」を定め、業務委託完了後に担当者が検査報告書の作成及び契約履行確認を行い、適正に業務が遂行されたことを上位者へ報告したうえで、予算執行をしている。このように予算執行にあたっては、手続を明確にし、透明性を確保している。

③ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な組織を設け、人員を配置していること。また、その組織が適切に機能していること。

法人及び大学の業務を適正かつ効率的に遂行するため、事務局組織及び事務分掌を整備し、事務職員のほか、嘱託職員や任期制職員、派遣職員等、業務の種類及び内容に応じた適切な職員の配置に努めている。「学生サポートセンター」や「学術情報センター」等の専門性が求められる部署には、臨床心理士や司書等の専門職員を配置しており、業務の専門化と多様化への対応も図っている。また、各種委員会やワーキンググループでは、教員のみならず事務職員も構成員としており、教職協働・連携を通じて円滑かつ効果的に大学運営を行っている。

職員の人事は「職員人事委員会」を経て、常任理事会で決定している。採用は「求める職員像」及び「職員の募集及び採用基準」に則り行っており、人事異動及び昇任は「職員人事考課規程」「事務局役職者規程」及び「職員の資格に関する規程」に則り、人事考課や自己申告、適性や能力を考慮して行っている（基本情報一覧（第6章）、（第10章（1））参照）。

大学運営に関する教職員の意識や能力・資質の向上を図るため、「求める教員像」及び「求める職員像」のもとに、「名古屋学院大学SD実施に関する方針」及び「SD（ス

タッフ・ディベロップメント) 研修に関する規程」を定め、これに則り、全学共通研修、課題別研修、特別研修、部署別研修、学外研修及びOJT研修として、体系化したSD研修を実施している(基本情報一覧(第6章)参照)。なお、教職員参加の全学共通研修として、「FD・SD合同研修会」を年2回実施している。また、職員全体研修では、欠席者向けにオンデマンド配信を実施し、受講機会の確保を図っている。

④大学運営に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

大学運営に関する適切性は、中・長期計画に基づく当該年度の「事業計画」の策定や進捗確認を通じて、理事会が点検・評価を定期的に行っており、その結果に基づき必要に応じて予算措置等の支援を行うことで、計画の修正や実行を管理している。

また、監事による監査、監査法人による会計監査を毎年度実施し、各監査報告書を理事長等へ提出している(基本情報一覧(第10章(1))参照)。理事長直属の監査室による内部監査も毎年度実施しており、その結果、改善の必要があると認められた部門に対し業務改善を指示し、改善計画書を提出させている。なお、監事、監査法人及び監査室は、それぞれの監査計画や監査結果等の情報共有を行い、連携を図りながら、効率的な監査に努めている。

(2) 財務

【評定：A】(当該大学の理念・目的に照らした達成状況)

①教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定していること。

学校法人として、2022年4月に2030年を最終年度とする「第Ⅱ期中長期計画」を策定し、実効性を高めるため、前半5年を前期計画、後半4年を後期計画と位置付け、それぞれの期でアクションプランを策定することとしている。2022年度から2026年度までの前半5年間の中期アクションプランにおいて、「財務シミュレーションによる収支見通しを示し運営を行う」ことを具体的な取り組みとして掲げ、単年度の資金確保に係る目標額を設定している。同シミュレーションでは、将来計画に対する資金需要を加味した資金収支計算書及び事業活動収支計算書の収支見通しを示すとともに、人件費比率、教育研究経費比率、管理経費比率、事業活動収支差額比率についても予測値を算出することで、これら比率の見通しを踏まえた予算編成を行っている。また、同アクションプランでは、中長期的に安定した資金を確保するため、特定資産の積立目標額を設定し、予算編成方針においては対象とする特定資産の繰入額を明示して、目標達成に向けた積立計画を具体化している。

以上のことから、中・長期の財政計画を適切に策定しているといえる。

②教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立していること。

財務関係比率については、「理工他複数学部を設置する私立大学」の平均と比べ、事業活動収支計算書関係比率では、人件費比率は一部の年度を除き、法人全体、大学部門ともに低く、漸減する傾向にある。法人全体、大学部門ともに教育研究経費比率は同平均より低いものの、事業活動収支差額比率は同平均より高い水準にある。貸借対照表関係比率では、純資産構成比率及び流動比率は、2019年度を除き、同平均を上回るとともに、「要積立額に対する金融資産の充足率」が増加傾向にあり、一定の水準を確保していることから、教育研究活動を安定して遂行するために必要な財政基盤を確立しているといえる。

外部資金については、科学研究費補助金の獲得に向けた取り組みとして、申請に関する勉強会や説明会の開催に加え、2021年度からは申請書類のレビューについて外部添削システムを導入するなどの支援策を講じている。科学研究費補助金の獲得金額は横ばいであることから、これらの取り組みの検証や新たな対策を講じるなど今後の成果につながる更なる努力が望まれる。

以上

名古屋学院大学提出資料一覧

点検・評価報告書
大学基礎データ
大学を紹介するパンフレット

その他の根拠資料	資料の名称
1 理念・目的	中期アクションプラン進捗状況表（フォーマット）
	中期アクションプラン支援検討表（フォーマット）
	中期アクションプランの2024年度総括
2 内部質保証	教学改革推進会議議事録及び会議資料（2023年度第8回、9回）
	名古屋学院大学自己点検・評価規程
	事務分掌規程
	2024年度自己点検・評価シート（フォーマット）
	教学改革推進会議議事録及び会議資料（2023年度第12回）
	教学改革推進会議議事録及び会議資料（2022年度第9回）
	教職センターウェブページ（教職課程の自己点検・評価）
	教学改革推進会議議事録及び会議資料（2022年度第10回、2024年度第2回）
	数理・データサイエンス・AI教育プログラムウェブページ
	教学改革推進会議議事録及び会議資料（2024年度第2回 常任理事会・監事からの改善意見）
	教学改革推進会議議事録及び会議資料（2024年度第5回）
	教学改革推進会議議事録及び会議資料（2024年度第2回 卒業時アンケート、企業アンケート結果）
	学部の活動（学生と教員の意見交換会開催）ウェブページ
	学部の活動（学生－教員交流会開催）ウェブページ
	広報誌 COSMORAMA（コズモラマ）ウェブページ
	キリスト教センターウェブページ
	大学の歴史ウェブページ
	NGU FACT 数字で見る名古屋学院大学ウェブページ
	学部の活動ウェブページ
	教学改革推進会議議事録及び会議資料（2022年度第4回）
	教学改革推進会議議事録及び会議資料（2022年度第6回）
	教学改革推進会議議事録及び会議資料（2023年度第9回）
	教学改革推進会議議事録及び会議資料（2024年度第3回）
	教学改革推進会議議事録及び会議資料（2023年度第6回）
	学長発信メッセージ
	FSD 研修会プログラム
3 教育研究組織	総合研究所規程
	宗教部委員会規程
	学術情報センター規程
	数理・データサイエンス・AI教育プログラム委員会規程
	社会連携センター規程
	教職センター規程
	教学改革推進会議資料（2021年度第1回 国際文化学部国際文化学科自己点検・評価）
4 教育・学習	教学改革推進会議資料（2021年度第4回）
	3つのポリシー（2024年度学部履修要項 抜粋）
	3つのポリシー、履修モデル（2024年度大学院履修要項 抜粋）
	3つのポリシー（2024年度大学院履修要項（通信制）抜粋）
	経済学科教育の特色及び開設科目（2024年度学部履修要項 抜粋）
	教学改革推進会議議事録及び会議資料（2024年度第9回）
	CCS 紹介ウェブページ
	BIP プログラム紹介ウェブページ
	英米語学科教育の特色及び開設科目（2024年度学部履修要項 抜粋）
	ピア・サポート・コミュニティウェブページ
	副専攻プログラム（2024年度学部履修要項 抜粋）
	名古屋学院大学の遠隔授業（オンライン授業）に関する方針

	遠隔授業（オンライン授業）に関する規程
	遠隔授業（オンライン授業）の運用ガイドライン
	経済学科紹介ウェブページ
	プレイメントテスト実施ウェブページ
	名古屋学院大学における障がい学生支援に関する指針
	名古屋学院大学における SOGI（性的指向と性自認）の多様性に関する指針
	現代社会学科取組ウェブページ
	国際文化学科取組ウェブページ
	履修制限単位数（2024 年度学部履修要項 抜粋）
	授業アンケート内容
	2024 年度春学期修学指導実施要領
	経済経営研究科経済学専攻（修士課程）委員会会議資料（2024 年度第 4 回）
	大学院研究指導教員及び研究指導補助教員の資格に関する規程
	経済経営研究科経営政策専攻の研究指導に関する内規
	通学制年間スケジュール（2024 年度大学院履修要項 抜粋）
	通信制年間スケジュール（2024 年度大学院履修要項 抜粋）
	2024 年度大学院シラバス確認報告書
	履修規程
	名古屋学院大学学位規程
	名古屋学院大学大学院学位規程
	教学改革推進会議会議資料（2024 年度第 3 回）
	成績評価（2024 年度学部履修要項 抜粋）
	入学前における既修得単位の認定に関する規程
	編入学規程運用細則（参考：経済学部）
	転学部・転学科に関する規程の運用細則（参考：経済学部）
	外国の大学に留学する学生の単位認定及び履修に関する規程
	英米語学科及び国際文化学科教育の特色（2024 年度学部履修要項 抜粋）
	法学部カリキュラムマップ
	アセスメント・ポリシー
	経営学部資格案内
5 学生の受け入れ	入学センター委員会規程
	入試過去問題ダウンロードウェブページ
	受験上の配慮申請ウェブページ
	NGU クロス
	大学公式 SNS (X)
	教員紹介ウェブページ（経済学部）
	教員紹介ウェブページ（現代社会学部）
	教員紹介ウェブページ（法社会学部）
	教員紹介ウェブページ（国際文化学部）
	大学 youtube チャンネル
	大学院入試情報ウェブページ
	2024 年度大学院在籍者の内訳
6 教員・教員組織	研究科長・専攻主任会議資料（2024 年度第 1 回）
	学長ミーティングメモ（2023、2024 年度）
	学校法人名古屋学院大学就業規則
	全学教務委員会規程
	授業支援 SA 制度に関するガイドライン
	大学院ティーチング・アシスタント規程
	大学院リサーチ・アシスタント規程
	客員教員特任教員の任用基準（経営政策専攻博士前期・後期課程）
	客員教員特任教員の新たな任用基準（経営政策専攻博士前期）
	FD(ファカルティ・ディベロップメント)委員会規程
	FD 活動への取組ウェブページ
	リハビリテーション学部教員自己評価
	授業アンケート結果
	教育・研究活動表彰規程

	修士課程・博士課程におけるFD活動
7 学生支援	学生相談ウェブページ
	クラスアドバイザーに関するガイドライン
	履修カルテ
	i-Lounge ウェブページ
	i-Lounge プログラム利用状況
	英語プレゼンテーションコンテストウェブページ
	英語プロジェクト×スピーチコンテスト開催に関するウェブページ
	中国語スピーチコンテスト開催に関するウェブページ
	障がい学生の修学支援に関する内規
	学術情報センターの管理運営及び利用に関する規程
	情報ネットワークに関する細則
	名古屋キャンパスしろとり図書館ウェブページ
	ヘルプページ閲覧者数
	奨学金規程
	奨学金選考基準
	創立50周年記念名古屋学院大学特別奨学生規程
	創立50周年記念名古屋学院大学特別奨学生学費免除に関する審査基準
	緊急援助奨学金規程
	災害時緊急奨学金規程
	入学生緊急奨学金給付規程
	社会人学生奨学金規程
	学生緊急短期貸付金規程
	私費外国人留学生授業料減免規程
	学業成績優秀者奨学金規程
	留学奨励金に関する規程
	大学院奨学金規程
	大学院シニア学生授業料減免規程
	大学院私費外国人留学生授業料減免規程
	大学院教育研究振興補助金規程
	名古屋学院大学大学院生共同研究・プロジェクト型研究奨励金募集のお知らせ
	大学院長期履修規程
	入学検定料・学費・修学支援ウェブページ
	保健・学生支援ウェブページ
	2024年度キャリアセンター主催イベント予定一覧
	就職支援に関する業務委託契約書
	ヴァーチャルキャリアセンター開設チラシ
	リハビリテーション学部就職ガイダンス関連資料
	教養教育運用規程
	2023年度就職活動状況表
	就職支援（公務員）に関する業務委託契約書
	2024年度公務員就職状況（2019-2024年度）
	教員就職者数
	課外活動の援助に関する細則
	課外活動援助金算定基準
	課外活動特別援助金に関する細則
	クラブ貸与備品選定基準内規
	強化クラブ規程
強化クラブ活動費用補助基準	
学生表彰規程	
学生表彰選考基準	
ハラスメント防止に関する指針	
ハラスメント防止に関する規程	
人権問題委員ハラスメント相談員	
学生の通称名使用取扱内規	
LGBTQ+に関するリーフレット	
相談対応者のためのレインボーガイドブック	

	2023 年度自己点検・評価報告書（学生部、キャリアセンター抜粋）
8 教育研究等環境	学術情報センター規程
	情報処理リテラシーシラバス
	2023 年度 ICT 講習会報告資料
	資料収集方針
	国立情報学研究所目録所在情報サービスウェブページ
	国立国会図書館デジタルコレクションウェブページ
	まるはち横断検索に関する許諾書
	東海地区大学図書館協議会加盟館間の来館利用に関する暫定協定加盟図書館一覧
	名古屋学院大学図書館ウェブページ
	総合研究所規程
	教員個人研究費支給規程
	研究助成に関する規程
	教員の研修に関する規程
	研修費支給基準
	特別研究期間制度規程
	私費による教員の在外研修に関する取扱規程
	国際学会研究発表の渡航費補助に関する内規
	論集・研究年報発刊に関する内規
	ディスカッション・ペーパー(DP)に関する内規
	名古屋学院大学リポジトリウェブページ
	名古屋学院大学_研究倫理コンプライアンス研修資料
	啓発活動ニューズレター
	研究倫理の遵守の案内
	動物実験施設使用規程
	動物実験等に関する情報公開ウェブページ
	2021 年度自己点検・評価報告書（学術情報センター、総合研究所抜粋）
	9 社会連携・社会貢献
シティカレッジウェブページ	
大学コンソーシアムせと資料	
履修証明プログラムウェブページ	
リハビリテーション学部スキルアップ研修会開催に関するウェブページ	
私立大学研究ブランディング事業ウェブページ	
ストック・シェアリング研究ウェブページ	
「ストック・シェアリング」出版記念イベントウェブページ	
PROJECT&N ウェブページ	
草の根活動支援事業 2021 ウェブページ	
高大連携事業ウェブページ	
白鳥小学校の「総合的な学習の時間」に関するウェブページ	
本学留学生別科生の白鳥小学校への派遣に関するウェブページ	
名古屋学院大学サイバーボランティア（警察庁）ウェブページ	
2023 年度自己点検・評価報告書（社会連携センター抜粋）	
基礎セミナーテキスト（提言コンペ）	
「まちづくり提言コンペ 2024」最終審査実施ウェブページ	
2024 年度地域志向型科目一覧	
サマースクールチラシ	
2024 年度熱田高校探求授業一覧	
栄徳高校、美和高校協定書	
2024 年度活動一覧	
あつた観光まちづくり連盟発足に関するウェブページ	
熱田神宮周辺エリアプラットフォーム発足式ウェブページ	
ワクワクおやこ夏まつり 2024 開催ウェブページ	
新しい文化創造プロジェクト一覧ウェブページ	
「大学コンソーシアムせと設立 20 周年記念シンポジウム～学びとまちづくり～」実施関連ウェブページ	
多治見プロジェクト 2024 ウェブページ	

	地方公共団体の政策形成等への参画状況
	熱田区民会議仕様書
	大学生消防団による講習の案内ウェブページ
	学生の防災・防犯活動の紹介ウェブページ
	『ストック・シェアリング』出版記念イベントにおけるパネルディスカッションの記録
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	大学協議会規程
	経済経営研究科委員会規程
	外国語学研究科委員会規程
	学部長会議規程
	常任理事会規則
	予算管理規程
	経理規程
	業務委託契約規程
	事務局組織規程
	職員人事委員会規程
	職員人事考課規程
	職員の資格に関する規程
	ダイバーシティ&インクルージョン推進宣言策定のためのワーキンググループ設置に係る資料
	名古屋学院大学 SD 実施に関する方針
	SD (スタッフ・ディベロップメント) 研修に関する規程
	監事の監査規則
	内部監査規程
	ガバナンスの状況ウェブページ
10 大学運営・財務 (2) 財務	私立大学等改革総合支援事業選定状況 (2020、2021 年度)
	教育研究振興資金 (寄付金) ウェブページ

名古屋学院大学提出・閲覧用準備資料一覧（実地調査）

	資料の名称
1 理念・目的	第1回第Ⅱ期中長期計画検討委員会資料
2 内部質保証	交流会、意見交換会での要望事項 社会体験インターンシップ資料 2023年度 第5回教学改革推進会議議事録及び学部長会議議事録 (2024年11月開催分)
3 教育研究組織	学部改組検討委員会及び国際文化学部改組作業部会設置に関する資料 国際文化学部「専攻」設置に関する教授会資料 2024年度自己点検・評価に関する総括資料 離籍者数状況資料 教員の研究促進に関する打ち合わせ記録 2024年度自己点検・評価報告書(総合研究所抜粋) 書籍刊行企画書教授会資料(2025年5月開催分) 学部改組検討委員会議事録 学長ミーティング資料(参考資料) 経営学部データ経営学科設置届出書
4 教育・学習	第5回全学教務委員会議事録 各学部における卒業論文発表会実施要項 (ポートフォリオへの移行に関する資料) 2023、2024年度自己点検・評価報告書(外国語学部、スポーツ健康学部) 最終試験口頭試問票及び論文審査・最終試験報告書 経営学部データ経営学科【専門科目】での学びとDP(ディプロマ・ポリシー)に関する調査 法学部FD活動実施報告書(2025年度春学期)
5 学生の受け入れ	理事会報告関係資料(抜粋) 入試判定資料(経済経営研究科経営政策専攻(博士前期課程)委員会 参考資料) 大学院広報資料 2023年度自己点検・評価報告書(入学センター、大学院事務室抜粋) 入試政策会議資料(2024年5月開催分)
6 教員・教員組織	全学教務委員会議事録(数理・データサイエンス・AI教育プログラムの選定に向けた取組の検討例) 各学部教員の公募資料 国際文化学部FD(ファカルティ・ディベロップメント)委員会規程(参考資料) アンケート結果の活用状況 「国際文化学部」魅力化に向けての中・長期プラン 国際文化学部教授会資料(2025年2月開催分 自己点検・評価報告資料 抜粋) 現代社会学部教授会資料
7 学生支援	新入生健康調査票及び提出書類一覧 ヴァーチャルキャリアセンターの総括資料 「2024年度基礎セミナーサポート制度」のご案内 外国語学部英米語学科 2023-2024年度学科会議記録(抜粋) 教授会報告資料(2023年6月開催分) 2024年度就職活動状況表
8 教育研究等環境	「SNSとの正しい付き合い方!」パンフレット 本屋さんツアー実施報告(2024、2025年度) 図書館入館者数と貸し出し冊数推移 研究室配置図 ディスカッションペーパー利用実績一覧表
9 社会連携・社会貢献	学校法人暁学園暁高等学校と「高大連携プログラム」に関する協定締結のウェブページ まちづくり学シラバス

	まちづくり提言コンペ最終審査式次第及びパンフレット抜粋
	NGU アワードウェブページ
	熱田神宮周辺エリアプラットフォーム発足記念シンポジウムチラシ
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	学校法人名古屋学院大学内部統制システム整備の基本方針
	理事会運営規則
	理事選任委員会運営規則
	コンプライアンス規程
	役員及び評議員の報酬等に関する規則
	理事会議事録（2025年3月11日開催分 抜粋）
	理事会議事録（2025年5月28日開催分 抜粋）
	2023年度監事意見書
	教授会議事録（2024年6月開催分 経済学部分抜粋）
	課長会記録（2024年11月22日開催分）
	保存文書台帳の作成依頼文
その他	学長プレゼン資料
	学部ごとの離籍率
	通信速度改善した根拠資料
	FD・SD 合同研修会等の参加者数に関する回答

※本評価結果における評定について

- ・ 10 基準ごと（基準 10 については、（1）大学運営と（2）財務のそれぞれ）に付いた評定は、当該大学の理念・目的の実現に向けた取り組みが着実にできているか否かを目安に、当該基準の状況を簡潔に表したものである。
- ・ 各評定の定義は下記のとおりである。なお、当該大学の理念・目的を基礎に取り組み状況を表したものであるため、同じ評定であっても大学によって内容は異なる。あくまで各大学それぞれの評価結果を理解する補助として参照することが求められる。

S	大学基準に照らして極めて良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが卓越した水準にある。
A	大学基準に照らして良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが概ね適切である。
B	大学基準に照らして一定の問題が認められ、理念・目的の実現に向けてさらなる努力が求められる。
C	大学基準に照らして重度の問題があり、理念・目的の実現に向けて抜本的な改善への取り組みが求められる。